

精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の 旅客運賃割引制度におけるスタンプ印字内容訂正のご案内

令和7年4月1日より精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対するＪＲ等の旅客運賃割引が開始されたところです。

この度、ＪＲグループより運賃割引を受ける際に必要な記載事項について「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」の「等」の記載が無い場合はＪＲグループでの割引ができない旨の連絡がありました。

ところが、本県においては、令和7年3月以前に交付された手帳をお持ちの方に押印いたしましたスタンプの表記が「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」と「等」の記載がありませんでした。

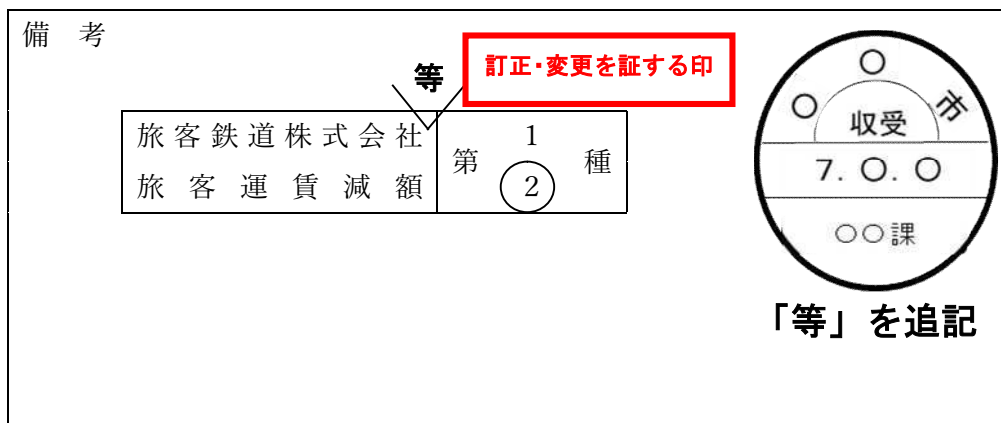
ついては、スタンプを受けられた方でＪＲ割引を御希望の場合は、大変お手数ですが市町村窓口にて訂正手続きをお願いいたします。

※令和7年4月以降に発行された手帳をお持ちの方については「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」と印字されておりますので、訂正手続きは不要です。

1 訂正の対象となる方

令和7年3月以前に交付された手帳をお持ちの方で「等」の記載のないスタンプが押印されている方のうち訂正を希望される方、又は新たにスタンプ押印を希望される方。

2 訂正例



<本取扱いに関する問い合わせ先>

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

障害福祉・自立支援医療担当

電話048-830-3295

埼玉県ホームページ：

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/seishinshougai/seishin.html>)